

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年8月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600173号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600027号

## 第1 結論

昭和57年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和61年3月まで

A市役所から国民年金保険料の未払い期間がある旨の指摘を受け、未払い期間分の保険料納付を勧められた。請求期間に係る保険料納付についての記憶は曖昧ではあるが、当時、私は夫の扶養家族だったので、保険料納付は夫が行っていた。私が銀行に出向くこともあったが、納付書に銀行振込用紙を添えてその保険料額に従って納付は滞りなく行っていたので、調査の上、請求期間に係る保険料を納付した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A市役所から国民年金保険料の未払い期間がある旨の指摘を受け、請求者の夫又は請求者が送付された納付書により保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付した時期及びその額についての請求者及び請求者の夫の記憶は明確ではないことから、請求者の保険料納付状況は不明である。

また、国民年金の加入手続についての請求者の記憶も明確ではないが、請求者の国民年金記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、請求者が国民年金の加入手続を行った時期は平成元年4月頃と推認できるところ、当該時点において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索により、請求者に別の国民年金記号番号が払出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600182号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600028号

## 第1 結論

昭和61年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年\*月から平成3年3月まで

私は20歳の時は専門学校生で国民年金は任意加入の対象者だったが、父が「娘が老後に年金がもらえるように」と母に私の国民年金の加入手続を依頼し、昭和61年\*月頃に母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと母から聞いている。

請求期間の国民年金保険料は、母がB銀行(現在は、C銀行)D支店の窓口で納付したと母から聞いているが、年金記録によると請求期間の国民年金が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和61年\*月頃にA市役所において請求者に係る国民年金の加入手続を行い、B銀行D支店で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は行っていないと陳述しており、母親に手続きを依頼したとする請求者の父親は既に亡くなっている上、請求者は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続については不明である。

また、請求者の母親は、請求者が20歳になった頃からB銀行D支店で請求者の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、当該保険料の納付時期及び納付金額について具体的な記憶はなく、当該金融機関は当時の資料は保存期限経過のため保管していないと回答している上、請求者は請求期間に係る保険料納付に直接関与していないことから、当時の保険料納付状況は不明である。

さらに、請求者が所持している年金手帳は、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は平成3年4月1日と記載されているところ、当該記録は請求者に係るA市の年金資格履歴及びオンライン記録と一致しており、上記年金手帳の国民年金記号番号は、資格取得届の処理年

月日から平成4年2月頃に払い出されたことが確認できる上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査をしたが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600148号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600101号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年8月

A社から請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がないが、賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社は平成24年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の商業登記簿謄本で確認できる代表取締役二人のうち一人は既に亡くなっており、他の一人は、関係資料を保管しておらず、賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除について確認することができない。

また、A社の破産手続における同社の代理人であった弁護士から提出された同社の請求者に係る平成18年、平成21年及び平成22年の源泉徴収簿では、請求期間①、②及び③に係る賞与支給の記載は確認できない上、同社が加入していたB健康保険組合は、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与支払届の提出はなかった旨回答している。

さらに、請求者から請求期間に係る賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料の提出はなく、厚生年金保険料の賞与からの控除について照会を行うも回答がないことから、請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。